

<問題 1 >

キャッチオール規制に関連し、役務取引許可申請を要するものはどれか。正しいものの組み合わせを一つ選びなさい。

なお、下記のAからEまでの取引は、当社（居住者）が国内にある技術を外国において、又は外国の非居住者に提供するものとする。

- A 取引の相手方である本邦企業との契約に基づき、外為令別表の16の項に該当する汎用の配管設計用CADプログラムを格納したCD-ROMを、パキスタンにおいて当該本邦企業の出張者に提供する場合であって、当該プログラムがパキスタンの軍に所属する研究所により農薬の製造のために利用されることとなる旨入手した文書に記載があるとき。なお、当該本邦企業と当社との契約では、パキスタンへの当該プログラムの送付と、当該契約の履行に係り日本国政府の許可取得を要する場合には、当社がその責を負うこととされているものとする。
- B 外為令別表の16の項に該当する反応器の設計資料を本邦において、取引の相手方である米国に居所を有する研究者（利用者でもある。）に提供する場合であって、当該研究者が過去にサリンの製造に従事していたことが判明しているとき。
- C 取引の相手方であるドイツ企業との契約に基づき、外為令別表の16の項に該当する民生車両用ディーゼルエンジンの設計図面を、スーダンにいる当該ドイツ企業の出張者にメール送信する場合であって、当該図面がスーダンの軍関連企業により軍用車両の開発のために利用されることとなる旨契約書に記載があるとき。
- D 取引の相手方であるオランダ企業との契約に基づき、外為令別表の16の項に該当する製品検査手順書を、ウクライナにおいて当該オランダ企業の出張者に提供する場合であって、当該技術がウクライナの軍が生産委託するプラントで尿素（肥料）の製造のために利用されることとなる旨入手した文書に記載があるとき。
- E 取引の相手方であるロシア企業との契約に基づき、外為令別表の16の項に該当する水素製造プロセスにおけるトラブルシューティング情報（ノウハウ）を、インドにおいて当該ロシア企業の出張者に口頭伝達する場合であって、当該ノウハウがインドの原子力関連機関により重水の製造のために利用されるとの連絡を当該出張者から受けているとき。

1. $A \cdot C \cdot D$
2. $A \cdot D \cdot E$
3. $A \cdot B$
4. $B \cdot D \cdot E$
5. $C \cdot E$

<問題 2 >

一般包括役務取引許可の適用に関し、正しい説明はどれか。次の中から一つ選びなさい。

なお、前提条件は次のとおりとする。

- ①提供する技術（以下、「当該技術」という。）は同許可の範囲とする。
- ②許可の条件は考慮しないものとする。

- 1. 当該技術を米国において提供するのであれば、被提供者の属性（居住者、非居住者）にかかわらず、一般包括役務取引許可が適用できる。
- 2. 取引の相手方であるフランスの企業（利用者でもある。）との契約に基づき、当該技術を本邦において当該フランス企業のエンジニアに提供する場合は、「特定技術を特定国において提供することを目的とする取引」に当たらない。したがって、外為法第25条第1項の規定による許可の対象外となり、一般包括役務取引許可を用いるには及ばない。
- 3. 当該技術を米国の非居住者に対してであれば、どの外国において提供する場合でも、一般包括役務取引許可が適用できる。
- 4. 取引の相手方であるポーランドの研究機関（利用者でもある。）との契約に基づき、当該技術を米国において、当該研究機関の研究者に提供する場合は、一般包括役務取引許可が適用できる。
- 5. 取引の相手方であるドイツ企業との契約に基づき、当該技術をドイツにおいて提供する場合であって、当該ドイツ企業がテヘランにあるイラン企業（利用者）へ再提供することが判明していても一般包括役務取引許可が適用できる。

<問題 3 >

貿易外省令第9条第2項第十四号ロに規定する、いわゆる「市販・無償の暗号プログラムを提供する取引に係る特例」（以下「当該特例」という。）に関する説明で正しいものはどれか。次の中から一つ選びなさい。

なお、下記の1から4までのプログラムは、外為令別表の8の項又は9の項の中欄に掲げるプログラムであって、貿易外省令第9条第2項第十四号ロの規定に基づき経済産業大臣が告示で定めるものとする（以下「当該対象プログラム」という。）。

また、「暗号機能が使用者によって変更できないもの」などの当該特例に係る、いわゆる3条件は、以下単に「適用3条件」という。

1. 当該対象プログラムは、貿易外省令第9条第2項第十四号ロの規定に基づき、具体的には暗号特例告示に定められている。
2. 適用3条件を満たす当該対象プログラムを、取引の相手方であるソマリア企業（利用者でもある。）との契約に基づき、当該ソマリア企業の担当者が米国に短期出張している際に提供する場合であっても、当該対象プログラムの用途が通常兵器キャッチオール規制の用途要件に該当しているときは、当該特例は適用できず、外為法第25条第1項の規定による許可が必要となる。
3. 適用3条件を満たす当該対象プログラムを、取引の相手方であるシリア企業（利用者でもある。）に提供する場合であっても、当該対象プログラムの用途が通常兵器キャッチオール規制の用途要件に該当しているときは、当該特例は適用できず、外為法第25条第1項の規定による許可が必要となる。
4. 当該特例の適用3条件の一つである「購入に関して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、信書便若しくは電気通信の送信による注文により、販売店の在庫から販売されるもの又は使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるもの」では、外国でのみ販売又は無償で提供されるものは、すべてこの条件の対象外と規定されている。
5. 上記1から4までの説明のうち、正しいものはない。

<問題 4 >

貿易外省令第9条第2項第五号及び第六号に規定する、「外国間等技術取引」に係る特例の適用外となり、外為法第25条第1項の許可を要するものはどれか。次の中から一つ選びなさい。

1. 米国において提供を受けた外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術を記録した媒体の米国内において提供することを目的とする取引であって、居住者が行うもの
2. マレーシアにおいて提供を受けた外為令別表の2の項から16の項までのいずれかに該当する技術を記録した媒体に係るマレーシアから大韓民国への移動を伴う取引であって、居住者が行うもののうち、大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件に該当するもの
3. 中国において提供を受けた外為令別表の2の項から16の項までのいずれかに該当する技術を記載した文書に係る中国からインドへの移動を伴う取引であって、居住者が行うもののうち、大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件に該当するもの
4. 英国において提供を受けた外為令別表の1の項の中欄に掲げる技術に係るドイツでの受信を目的として英国にある電気通信設備から行う当該技術の送信を伴う取引であって、非居住者が行うもの
5. シンガポールにおいて提供を受けた外為令別表の2の項から16の項までのいずれかに該当する技術に係るレバノンでの受信を目的としてシンガポールにある電気通信設備から行う当該技術の送信を伴う取引であって、居住者が行うもののうち、通常兵器キャッチオール規制の用途要件に該当するもの

<問題5>

次は、輸出令第4条第1項第三号及び第四号の条文である。空欄の【A】から【D】に当てはまる語句の正しい組み合わせはどれか。

三 別表第1の16の項(1)に掲げる貨物(【A】)を同項の下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも(別表第3の2に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、【B】のいずれの場合にも)該当しないとき。

イ (※大量破壊兵器キャッチオール規制の客観要件)

ロ (※大量破壊兵器キャッチオール規制のインフォーム要件)

ハ その貨物が別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。ニ及び次号において同じ。)の【C】のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ニ (※通常兵器キャッチオール規制のインフォーム要件)

四 別表第1の16の項(2)に掲げる貨物(【A】)を同項の下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、次の掲げるいずれの場合にも(別表第3の2に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、【D】のいずれの場合にも)該当しないとき。

イ (※大量破壊兵器キャッチオール規制の客観要件)

ロ (※大量破壊兵器キャッチオール規制のインフォーム要件)

ハ その貨物が別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の【C】のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ニ (※通常兵器キャッチオール規制のインフォーム要件)

1. A：外国向け仮陸揚げ貨物を除く。、B：イ、ロ及びニ、C：開発、製造又は使用、D：イ及びロ
2. A：1の項の中欄に掲げる貨物を除く。、B：イ、ロ及びニ、C：開発、製造又は使用、D：イ、ロ及びニ
3. A：1の項の中欄に掲げる貨物を除く。、B：イ及びロ、C：開発、製造又は使用、D：イ、ロ及びニ
4. A：外国向け仮陸揚げ貨物を除く。、B：イ及びロ、C：開発、製造、使用又は貯蔵、D：イ、ロ及びニ
5. A：外国向け仮陸揚げ貨物を除く。、B：イ、ロ及びニ、C：開発、製造、使用又は貯蔵、D：イ及びロ

<問題 6 >

次のケースで、すべて正しいものの組み合わせを一つ選びなさい。

- A 輸出令別表第1の16の項の貨物であって、キャッチオール規制の規制要件に該当しない場合、北朝鮮向けの輸出は何ら制限を受けない。
- B 外為令別表の技術の仲介取引は、キャッチオール規制の規制要件に該当する場合のみ経済産業省（本省）への個別許可申請が必要となる。
- C 一般包括輸出許可の適用範囲貨物であって、大量破壊兵器キャッチオール規制の需要者要件に該当し、いわゆる「明らかなとき」の除外規定の適用ができない場合、中国向けの輸出は一般包括輸出許可の使用ができないので、経済産業省（本省）への個別許可申請が必要となる。
- D 一般包括輸出許可の適用範囲貨物であって、大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件のうち「核兵器等の開発等」に該当する場合、米国向けの輸出は一般包括輸出許可の使用ができないので、経済産業省（本省）への個別許可申請が必要となる。

- 1. A・B・C
- 2. A・C
- 3. A・D
- 4. B・C・D
- 5. C・D

<問題 7 >

日本のメーカーが、中国の企業と取引を行う際の輸出管理部門による指示内容又は営業部門における判断内容で、明らかに適切でないものの組み合わせを一つ選びなさい。

なお、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知（インフォーム）は受けておらず、かつ、当該企業が外国ユーザーリストに掲載されていないことは確認しているものとする。

- A 輸出管理部門は、営業部門より中国の顧客から新規の引合があるとの連絡を受けた（詳細は不明）。輸出管理部門は、営業部門に具体的な取引内容を調査すると同時に用途・需要者確認を行うよう指示した。
- B 営業部門では、中国の顧客の企業概要を入手したところ、中国の軍から短距離ミサイル（射程10キロメートル）の生産委託を受けていることがわかった。顧客が取引を希望しているのは輸出令別表第1の16の項の貨物（4の項のスペックダウン貨物）であり、その貨物が短距離ミサイルに用いられるかの確認はできていないが、用いられたとしても大量破壊兵器キャッチオール規制の規制要件に該当しないことから、取引可能と判断した。
- C 一方、用途確認の結果について、曖昧な報告を受けた輸出管理部門は、具体的、かつ、詳細な用途の確認とこれを客観的に裏付ける証拠書類を取得した上で、社内手続を行うよう営業部門に指示をした。
- D 中国の顧客より追加として、輸出令別表第1の5の項の中欄に掲げる貨物の注文があった。注文の段階では、用途は不明であったが、少額特例の適用範囲であったため、営業部門では少額特例により輸出することが可能と判断した。

- 1. A・C・D
- 2. A・D
- 3. B・C
- 4. B・D
- 5. C・D

<問題 8 >

日本からの貨物の輸出について、次の中から一般包括輸出許可が適用できるものを一つ選びなさい。

1. 米国を仕向地として輸出令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物を輸出する場合
2. ブルガリアを仕向地として輸出令別表第 1 の 4 の項の中欄に掲げる貨物を輸出する場合
3. フィンランドを仕向地として輸出令別表第 1 の 7 の項の中欄に掲げる貨物を輸出する場合
4. アイスランドを仕向地として輸出令別表第 1 の 1 4 の項の中欄に掲げる貨物を輸出する場合
5. アルゼンチンを仕向地として輸出令別表第 1 の 1 5 の項の中欄に掲げる貨物を輸出する場合

<問題 9 >

輸出令別表第 1 の 2 の項の中欄に掲げる貨物について、中国を仕向地として、外為法第 48 条第 1 項の規定に基づく輸出許可申請をする。需要者が確定している場合、添付書類として提出する需要者の誓約書における記載事項について、次の中から誤っているものを一つ選びなさい。

1. 輸入者及び需要者の名称及び所在地
2. 当該貨物及びその複製品の設置又は使用の場所及び目的
3. 用途の限定（当該貨物及びその複製品の用途は民生用途に限り、大量破壊兵器（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）の開発又は製造には、使用しない。）
4. 貨物の再販売、再移転又は再輸出の制限（当該貨物及びその複製品の再販売、再移転又は再輸出をしない。なお、やむを得ず、当該貨物及びその複製品の再販売、再移転又は再輸出をする場合には、経済産業省の事前同意を得る。）
5. 代表者によるサイン、肩書き、日付

<問題 10 >

一般包括輸出許可の条件について、次の中から誤っているものを一つ選びなさい。なお、本設問における用語の解釈は次の通りとする。

1) 「核兵器等の開発等」とは、核兵器、軍用の化学製剤又は細菌製剤、これらの散布のための装置、これらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であってその射程若しくは航続距離が300キロメートル以上のものの開発、製造、使用又は貯蔵を指す。

「その他の軍事用途」とは、輸出令別表第1の1の項に該当する貨物（次に掲げるものを除く。）の開発、製造又は使用を指す（核兵器等の開発等に該当するものを除く。）。

- ① 空気銃、散弾銃、ライフル銃、火縄式銃砲のいずれかであって、スポーツ用又は狩猟用のもの
- ② 救命銃、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃
- ③ ①に用いる銃砲弾
- ④ ①②の附属品（暗視機能を有するものを除く。）
- ⑤ 上記のものの部分品
- ⑥ 産業用の発破器
- ⑦ 産業用の火薬、爆薬、これらの火工品

2) 「用いられる場合」とは、輸出される貨物が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に用いられることとなる旨、貨物の輸出に関する契約書又は輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載され若しくは記録されている場合や、輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人から連絡を受けた場合を指す。

3) 「用いられるおそれがある場合」とは、上記2) 以外の場合であって、輸出される貨物が「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」の規定に該当する場合又は核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合を指す。

4) 「用いられる疑いがある場合」とは、上記2)、3) 以外の場合であって、輸出される貨物が核兵器等の開発等やその他の軍事用途に用いられる疑いのある場合を指す。

1. 輸出令別表第3に掲げる地域を仕向地とし、核兵器等の開発等に用いられる場合は、当該輸出について一般包括輸出許可が失効する。
2. 輸出令別表第3に掲げる地域を仕向地とし、その他の軍事用途に用いられる場合は、当該輸出に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要とされる。
3. 輸出令別表第3に掲げる地域以外を仕向地とし、核兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合は、当該輸出について一般包括輸出許可が失効する。
4. 輸出令別表第3に掲げる地域以外を仕向地とし、核兵器等の開発等に用いられる疑いがある場合は、当該輸出に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要とされる。
5. 輸出令別表第3に掲げる地域以外を仕向地とし、その他の軍事用途に用いられる疑いがある場合は、当該輸出に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要とされる。

<問題 1 1 >

外為法からの抜粋を次に示す。文中の (A) から (C) にあてはまる語句を正しく列挙している番号を一つ選びなさい。

(役務取引等)

第 2 5 条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の外国（以下「特定国」という。）において提供することを目的とする取引を行おうとする (A) 又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする (B) は、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 (略)

3 経済産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める行為をしようとする者に対し、政令で定めるところにより、当該行為について、許可を受ける義務を課することができる。

一 第 1 項の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるとき 同項の取引に関する次に掲げる行為

イ 特定国を仕向地とする特定技術を内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体（以下「特定記録媒体等」という。）の (C)

ロ 特定国において受信されることを目的として行う電気通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）による特定技術を内容とする情報の送信（本邦内にあ
る電気通信設備（同条第二号に規定する電気通信設備をいう。）からの送信に限る。以下同じ。）

二 (以下略)

1. (A) 居住者
(B) 居住者
(C) 輸出

2. (A) 居住者
(B) 居住者
(C) 輸出に伴う情報の提供

3. (A) 居住者若しくは非居住者
(B) 居住者
(C) 輸出

4. (A) 居住者若しくは非居住者
(B) 居住者
(C) 輸出に伴う情報の提供

5. (A) 居住者若しくは非居住者
(B) 居住者若しくは非居住者
(C) 輸出

<問題 1 2 >

少額特例の適用について、誤っているものはいくつあるか答えなさい。

なお、以下の事案は、それぞれ一つの契約に基づくもので、対象の貨物は、すべて輸出令別表第 1 の中欄に掲げる貨物であるが、告示貨物ではないものとする。また、いずれの場合も経済産業大臣からのインフォームはないものとする。

- A スーダンの顧客向けに価額 3 万円の 1 5 の項 (2) の貨物を輸出するにあたり、顧客が家電製品のほか通常兵器を開発しているとの情報を得た (アニュアルレポートに記載)。しかしながら今回の輸出は軍用品とは一切関係のない家電製品向けのものであるため、少額特例を適用して輸出した。
- B ハンガリーの顧客向けに価額 5 万円の汎用品の 7 の項 (1) の貨物を輸出するにあたり、輸出品が 1 の項の製品の開発のために使用されると契約書に書かれていたが、少額特例を適用して輸出した。
- C リベリアの顧客向けに価額 4 万円の 1 4 の項 (1) の貨物を輸出するにあたり、顧客、用途を調査したところ、民生用途であり、キャッチオール規制の規制要件には一切該当しなかったため、少額特例を適用して輸出した。
- D 米国の顧客向けに価額 8 0 万円の 7 の項 (1) の貨物、価額 3 0 万円の 7 の項 (2) の貨物を輸出する際、7 の項の貨物の価額の合計が 1 1 0 万円になったが、7 の項 (1) と (2) の価額はそれぞれ 1 0 0 万円以下であったため少額特例を適用して輸出した。
- E フランスの顧客向けに価額 5 0 万円の 6 の項 (6) の貨物を輸出する際、顧客が行っている核兵器の維持管理に当該貨物を用いるとの連絡を同顧客から受けたが、少額特例を適用して輸出した。

- 1. 1 個
- 2. 2 個
- 3. 3 個
- 4. 4 個
- 5. 5 個

<問題 13>

貿易外省令第9条第2項に係る特例（以下、「当該特例」という。）に関し、正しく述べたものはいくつあるか答えなさい。

- A 不特定多数の者が制限なく無償でアクセスできる日本のサイトに外為令別表の3の項の中欄に掲げる技術が掲載されていた。その技術をダウンロードして、スーダンの顧客へ提供することにした。この場合、当該特例が適用できるので、役務取引許可は不要である。
- B 中国の顧客が日本企業の生産工場を見学したいと言ってきた。一般に開放している見学コースではなく、その顧客向けの特別な見学コースを設定して見学させることにした。当該見学コースは集積回路の外為令別表の7の項に該当する製造技術ラインである。この場合、当該特例が適用できるので、役務取引許可は不要である。
- C 外為令別表の9の項に該当するプログラムであって、ソースコードが公開されているものをマレーシアの顧客に電子メールで送信することにした。この場合、当該特例が適用できるので、役務取引許可は不要である。
- D 中国で学会があるため、その発表用資料（外為令別表の9の項の中欄に掲げる技術を含む。）を中国へ送付することとした。その学会は参加費をとり、出席するには事前に登録する必要があるものの、この登録は誰でもできるシステムとなっている。この場合、当該特例が適用できるので、役務取引許可は不要である。
- E 米国企業から特許訴訟を起こされたため、裁判所がある米国へ技術資料（外為令別表の9の項の中欄の技術を含む。）を送付することになった。その資料はあくまで裁判関係者のみが見るためのもので、他の人は一切見ることはない。裁判のための資料送付であることから、当該特例が適用できるので、役務取引許可は不要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

<問題 1 4 >

日本からのプログラムの提供に付随して提供される使用に係る技術について、正しく述べたものはいくつあるか答えなさい。

以下は、すべて役務取引許可を取得して提供されたプログラムに付随して提供されるリスト規制該当の技術について述べたものである。ただし、いずれの技術も使用技術告示の第一号で定められたものではない。

- A 米国の顧客へ、該当プログラムを役務取引許可を取得した後に提供した。その顧客からプログラムの操作マニュアル（設計、製造の技術は含まない。）を要求された。その操作マニュアルには、プログラムの機能、特性を向上させる方法も記載されていたが、提供したプログラムに付随して提供されるので、役務取引許可は不要である。
- B 香港の顧客へ、該当プログラムを役務取引許可を取得した後に提供した。そのプログラムにバグがあったため、その顧客へバグ修正のための技術資料を提供することになった。そのバグ修正の技術資料は、当該プログラムの設計、製造に必要な技術を含んでいたが、修理のための必要な技術と判断されるので、役務取引許可は不要である。
- C フランスの顧客へ、該当プログラムを提供するにあたり、そのプログラムの売買契約を締結した後、役務取引許可を取得した。顧客がその該当プログラムの操作マニュアル（設計、製造の技術は含まない。）をすぐに見たいということなので、当該プログラムを提供する前に、その操作マニュアルを提供することになった。当該プログラムは提供していないが、操作マニュアルの送付について役務取引許可は不要である。
- D 英国の顧客へ、該当プログラムを提供するにあたり、そのプログラムの役務取引許可を取得した。顧客へ当該プログラムを提供したところ、そのプログラムのインストールの方法を知りたいとってきたので、インストールのための必要最小限の方法のみを記載したマニュアル（設計、製造技術は含まない。）を提供することとした。この場合、役務取引許可は不要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 0個

<問題 15 >

以下の日本からの貨物の輸出について、通常兵器キャッチオール規制の許可申請の要件に該当する場合は、いくつあるか答えなさい。なお、いずれの場合も輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物（以下「当該貨物」という。）の輸出であり、経済産業大臣からのインフォームを受けていないものとする。

- A シンガポールの企業へ当該貨物を輸出する際、先方から軍用ジェット機の操縦装置の製造に使用する旨が記載された文書を入手した。
- B レバノンの企業へ当該貨物を輸出する際、その企業のホームページをダウンロードして調べたところ、家電製品の他、軍隊で使用する銃器を大量に製造していることが記載されていた。ただし、輸出する製品は家電製品の製造に使用され、軍用品の製造には一切使用されない。
- C ドイツの企業へ当該貨物を輸出する際、先方から資料を入手して用途を調べたところ戦車の製造に使用されることが記載されていた。
- D コンゴ民主共和国の企業へ当該貨物を輸出する際、銃砲のうち狩猟に使用されるライフル銃の製造用であることが契約書に記載されていたため、再確認したところ、需要者から輸出者に対して改めて当該ライフル銃が狩猟に使用されることの連絡があった。
- E スーダンの企業へ当該貨物を輸出する際、軍用の銃器を貯蔵する倉庫で、空調用に使用されることが契約書に記載されていた。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 0個

<問題 16 >

平成22年4月1日から輸出者等遵守基準を定める省令が施行される予定になっているが、平成21年11月現在の輸出管理社内規程の整備に関する対応として正しいものを次の中から一つ選びなさい。

1. 一般包括許可を取得している者の輸出管理社内規程に変更がある場合、安全保障貿易検査官室から、直近の取組状況を記したチェックリストの提出を求められることがある。
2. 輸出管理社内規程を経済産業省に新たに届け出る場合は、輸出管理社内規程総括表や企業概要・自己管理チェックリストに加え、運用細則がある場合はその写しを1部、添付しなければならない。
3. 輸出管理社内規程を経済産業省に届け出た場合、輸出管理社内規程受理票が発行されるが、個別許可申請の際に輸出許可申請内容明細書の該当欄に受理票番号を記入すると、申請手続きを迅速に進めてもらうメリットを得ることが可能となる。
4. 輸出管理社内規程の整備は外為法に基づく要請であり、その根拠は外為法第48条第3項である。
5. 輸出管理社内規程の変更には至らないが、社内の運用ルールを見直したため、運用細則を改訂した。輸出管理社内規程を経済産業省に届け出るので、運用細則の改訂についても経済産業省に届け出る必要がある。

<問題 17 >

次の案件に関し、営業部門から審査部門に対し、輸出管理上問題ないか確認の問い合わせがあった。審査部門の対応で最も適切なものを一つ選びなさい。

引合主 : 国内商社 A社
需要者 : 不明
輸出先 : UAE (アラブ首長国連邦)
引合貨物 : イ. 直流電源装置 20セット。用途は不明。
ロ. 輸出令別表第1の16の項に該当するが、出力電流及び電圧の変動率がリスト規制の規制レベルにわずかに届かないレベル。

その他の前提: イ. 引合主であるA社の話によると、いったんUAEの保税地区にある倉庫に直流電源装置を荷揚げし、しばらく倉庫に保管する予定とのこと。

ロ. 直流電源装置は「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」(懸念貨物例)に掲載されており、懸念される用途の種別は「核兵器」

ハ. A社のホームページを検索すると過去の取引実績として、イランの電力会社の名前が載っていた。

ニ. 「入手文書等」の範囲において引合主であるA社が不正輸出を行ったとの情報は得ていない

1. 仕向地がUAEになるか不明だが、輸出先はUAEであることが明確なので、取引内容に懸念情報がないか営業部門で確認し、取引を進めても問題ないと営業部門が判断すれば、取引を進めてよいと回答する。
2. 引合貨物の需要者及び用途の確認を再度営業部門に指示すると共に社内の規則に従った取引審査を実施するよう指示する。その審査結果並びにA社からの回答の有無及び内容を基に審査部門の責任者が見解をまとめ、最終判断権者が判断する。
3. 直流電源装置が、懸念貨物例に載っていることから、キャッチオール規制該当として直ちに経済産業省への許可申請をする。
4. UAEから先の需要者が不明であるため、大量破壊兵器等に転用されないことの確認書をA社から入手することを条件に、引合を受けてもよいと営業部門に指示する。

5. UAEの保税地区に保管すること自体は、特に問題は見受けられないこと、加えてA社がイランとの取引実績を有するものの、引合貨物に関し同国向けに納入されるとの明確な連絡を同社から受けていないことを理由に、営業部門に対し「特段の問題点は認められないもの」と回答する。

<問題 18 >

次の案件の取引審査の対応について最も適切な説明を一つ選びなさい。

本邦法人であるメーカーA社のエンジニアBは、香港にある子会社C社に出張し、その事務所で中国にあるD社と技術提携について打合せをすることになった。打合せの内容としては、A社の主力製品であるマシニングセンタの改良版の開発に関するデータの分析を行うことになっており、出張前にBから打合せで使用する技術資料をC社へ電子メールで送信することとした。

1. 打合せで使用する技術資料は、Bが出張時に持ち出すものではなく、しかも子会社C社向けに送信するものであることから、A社として取引審査を実施する必要はない。
2. 打合せで使用する技術資料が、外為令別表の6の項(1)に該当する場合、外為法第25条第1項に基づく許可の対象となる。したがって、送信前にA社として、C社への提供についての取引審査を行い、C社向けの提供が一般包括役務取引許可の対象になるか否かを合わせて判断する必要がある。
3. 打合せで使用する技術資料が外為令別表の6の項(1)に該当する場合、技術の仲介取引に該当する可能性があるため、貿易外省令第9条第2項第六号で定める核兵器等の開発等に利用されるおそれがないか取引審査を実施し確認する必要がある。
4. 打合せで使用する技術資料が外為令別表の16の項に該当する場合、貿易外省令第9条第2項第七号で定める核兵器等の開発等に利用されるおそれがないか確認する必要があるため、A社は事前に送信先であるC社への役務取引として取引審査を実施する必要がある。
5. Bが出張前に電子送信する技術資料が外為令別表の16の項に該当する場合、D社との打合せに使用するものなので、事前に行うべき取引審査の対象は、提供先としてのC社のみならず、D社についても実施する必要がある。

<問題 19 >

下記の「輸出貿易管理令の運用について」（運用通達）1-1（7）に関する説明について、下線部分がすべて正しいものの組み合わせを一つ選びなさい。

- A 運用通達1-1（7）（イ）の「輸出令別表第1中解釈を要する語」に規定されている用語は、原則として、規定されている項でのみ適用される。したがって、他の項に、そのまま適用されるわけではない。
- B 運用通達1-1（7）（イ）（注3）では、「電子部品にあつては、半田付けの状態にある場合には、他の貨物と分離しがたいと判断される。」と規定されている。
- C 運用通達1-1（7）（イ）（注2）では、「他の貨物の主要な要素となっているか否かについては、量、価額などを考慮して判断するものとする。組み込まれ又は混合されている貨物の価額（輸出令別表第1における項毎に貨物を分類し、組込先又は混合先の他の貨物の中に同一の分類となる複数の貨物が含まれる場合には、それらを合計する）が組込先又は混合先の他の貨物の価額の10%以上の場合、組み込まれ又は混合されている貨物は組込先又は混合先の他の貨物の主要な要素となっていないと判断される。価額は、初期製造時の市場価格を元に判断することを基本とする。」と規定されている。
- D 運用通達1-1（7）（イ）ただし書きにいう「他の貨物の部分をなしているものであつて、当該他の貨物の主要な要素となっていないと判断されるもの」に内蔵されている技術データであつて、当該組み込まれている貨物を使用するための技術データについては、外為令別表の1から15までの項の中欄に掲げる技術のいずれにも該当しないものとして扱われる。
- E 貯蔵容器A（初期製造時の市場価格150万円）自体は、リスト規制に該当しないが、その中に、輸出令別表第1の3の項（1）に該当する化学製剤原料物質B（初期製造時の市場価格10万円）が、単体で、液体として貯蔵されている。この場合、化学製剤原料物質Bは、貯蔵容器Aの中にあり、Aの初期製造時の市場価格の10%を超えないので、運用通達1-1（7）（イ）（注2）の規定に基づき、化学製剤原料物質Bは、リスト規制に非該当とされるので、Bを含む貯蔵容器Aを輸出する場合は、輸出許可を取得する必要はない。

1. $A \cdot B \cdot C$
2. $A \cdot B \cdot D$
3. $B \cdot C \cdot D$
4. $D \cdot E$
5. $E \cdot A$

<問題 20 >

「大量破壊兵器通達」及び「通常兵器通達」の誓約書の宛先について、下線部分が正しいものの組み合わせを一つ選びなさい。

- A 「通常兵器通達」別記 3 の 3 の「需要者等が確定していない場合」の輸入者の誓約書の宛先は、経済産業大臣である。
- B 「大量破壊兵器通達」別記 4 の 2 の「需要者等が確定していない場合」の輸入者の誓約書の宛先は、経済産業大臣である。
- C 「大量破壊兵器通達」別記 4 の 1 の「需要者等が確定している場合」の需要者の誓約書の宛先は、輸出者である。
- D 「通常兵器通達」別記 3 の 2 の「需要者等が確定していない場合」の輸入者の誓約書の宛先は、輸出者及び経済産業大臣である。
- E 「通常兵器通達」別記 3 の 2 の「需要者等が確定していない場合」の輸出者の誓約書の宛先は、経済産業大臣である。

- 1. A・B
- 2. A・C
- 3. B・C
- 4. C・E
- 5. D・E

<問題 2 1 >

外為法第 2 5 条第 4 項の仲介貿易取引許可について、次の中から、正しいものはいくつあるか答えなさい。なお、貨物甲は、輸出令別表第 1 の 1 の項には該当しないものとする。

- A 大阪にある商社 A は、集積回路（貨物甲）を韓国のメーカー B から購入し、インドネシアの電機メーカー C に転売する契約を締結する予定である。この場合、商社 A は、メーカー C から、テレビの製造に使用すると連絡を受けていたとしても、メーカー C のホームページにインドネシア軍に無線通信機を納入しているとの記事がある場合は、事前に仲介貿易取引許可が必要である。なお、貨物甲は、韓国からインドネシアに直接、輸出される。
- B 東京のリース会社 A のソウル支店は、シンガポールのメーカー B からプレス機械（貨物甲） 10 台を借り、外国ユーザーリストに掲載されている中国のメーカー C に転貸する契約を締結する予定である。メーカー C における貨物甲の使用目的が、エアコンの製造であっても、転貸先が、外国ユーザーリスト掲載企業の場合、リース会社 A は、事前に仲介貿易取引許可が必要である。なお、貨物甲は、シンガポールから中国に直接、輸出される。
- C 名古屋にある商社 A は、中古の工作機械（貨物甲）を香港のメーカー B から購入し、マカオのメーカー C に賃貸する契約を締結する予定である。この場合、香港からマカオへの仲介貿易は、そもそも外為法第 2 5 条第 4 項でいう外国相互間の貨物の移動にはあたらないので、商社 A は、仲介貿易取引許可の要件に合致するかどうかのチェックをする必要はない。なお、貨物甲は、香港からマカオに直接、輸出される。
- D 大阪にある商社 A のパリにある現地法人が中古の大型トラック（貨物甲）を台湾の建設会社 B から贈与を受け、パキスタンのメーカー C に賃貸する契約を結ぶ予定である。メーカー C から、仮にミサイルの運搬に用いる旨の電子メールをパリの現地法人が受けた場合は、商社 A は、事前に仲介貿易取引許可が必要である。なお、貨物甲は、台湾からパキスタンに直接、輸出される。
- E 名古屋の商社 A の香港支店が、工作機械（貨物甲）を韓国のメーカー B から購入し、インドのメーカー C に使用貸借させる契約を締結する予定である。商社 A は、メーカー C から、仮に事前にメールで、貨物甲を重水炉の開発に使用すると連絡を受けている場合でも、貨物甲の船積地域が韓国であれば、法的には仲介貿易取引許可は不要である。なお、貨

物甲は、韓国からインドに直接、輸出される。

1. 1個
2. 2個
3. 3個
4. 4個
5. 5個

<問題 2 2 >

次の文を読み、設問に答えなさい。

国連安保理決議 1 5 4 0 号は、2 0 0 4 年 4 月に採択され、すべての国に対して次のような大量破壊兵器等及び関連物質がテロリスト等の「非国家主体」に対して拡散することを阻止するための効果的措置をすべての国が採用・実施することを求めている。

具体的には、

- 大量破壊兵器等の開発等を企てる非国家主体へのいかなる形態での支援提供の禁止、
- 非国家主体による大量破壊兵器等の開発等への従事、援助、資金提供の禁止のための効果的な法律の採択・執行
- 大量破壊兵器・関連物資の適切な管理（安全確保策、防護措置、不正取引・仲介の抑止等、輸出・通過・積替・再輸出に関する適切な法令の確立等）である。

その結果、近年外為法をはじめとする関連法規の改正が行われた。

国連安保理決議と仲介貿易取引規制に関する記述のうち、正しい記述はいくつあるか答えなさい。

- A 国連安保理決議 1 5 4 0 号の採択に基づき、国連武器禁輸国を規制対象国とする、通常兵器キャッチオール規制が導入された。
- B 国連安保理決議 1 5 4 0 号の採択が契機となって、「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」が規定された。
- C 国連安保理決議 1 5 4 0 号の採択に基づき、大量破壊兵器等関連物資の仲介貿易取引規制が導入された。
- D 2 0 0 9 年 1 1 月 1 日施行の外為法改正により、仲介貿易取引規制については、従来の売買契約のみならず、貸借・贈与契約も規制対象に含まれている。
- E 武器に関する仲介貿易取引規制は、国連安保理決議 1 5 4 0 号の採択前から実施されている。

- 1. 1 個
- 2. 2 個
- 3. 3 個
- 4. 4 個

5. 5個

<問題 23>

「許可を必要とする時点」に係る説明に対し、正しいものはいくつあるか
答えなさい。なお、一般包括役務取引許可は取得していないものとする。

- A 技術の提供先が海外の取引先で、日本からCD-ROMの形態で持ち出す場合、取引の相手側に対する引き渡し前に許可を取得すればよい。
- B 技術の仲介の場合で、技術データをCD-ROMの形態で引き渡す場合に関してはCD-ROMが送付先の外国の国境を越えるより前の時点で許可を取得しなければならない。
- C 技術の仲介の場合で、技術データを電子メールでA国からB国に送信する際は、メールの送信より前の時点で許可を取得しなければならない。
- D 取引の相手側が未定の状態で本邦から技術データをCD-ROMで持ち出す場合は、持ち出す前に許可を取得していれば、取引の相手側が確定した後に再度許可を申請する必要はない。
- E 貨物の仲介の場合で、貨物の「貸し」と「借り」の個別契約をもつ場合には、それらのうち先に成立する契約より前の時点で許可を取得しなければならない。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

<問題 24 >

輸出許可証に関する記述のうち、誤っているものはいくつあるか答えなさい。

- A 有効期間の延長を行う場合は、当該輸出許可証の有効期限の3月前の日以前は申請できない。
- B 有効期間に記載された期間内に輸出申告、及び船積みを行わなければならない。
- C 有効期間は「6月」とされているが、その起算は許可された日の翌日からである。
- D 輸出許可証の内容の変更を行う場合は、必ず当該輸出許可証に係る許可を行った機関に申請しなければならない。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 0個

<問題 25 >

平成21年4月30日に公布された外為法について、改正の主要な点で正しいものの組み合わせを一つ選びなさい。なお、本問は、外為法の条項号そのものの正誤を問うものではない。

- A 法第1条は、法律の目的を規定しているが、2001年の米国の同時多発テロや国連安全保障理事会の大量破壊兵器不拡散の決議等の動き、また我が国が置かれた国際環境の変化等を踏まえて、今次の改正で「我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し」との文言が加えられ、より安全保障貿易管理の要素が濃くなり、特定国への我が国単独の経済制裁も可能になった。
- B 法第25条第1項では、該当の技術を特定の外国において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者、非居住者は経済産業大臣の許可を受けなければならないと規定している。この規定により、本邦企業（居住者）が国内で特定の外国の企業（非居住者）向けに行う該当技術の研修は、規制のリバランス・合理化の観点から対外取引とは位置づけられなく、外為法の対象外となった。
- C 法第25条第1項の取引に関する規定である法第25条第3項第一号に、貨物の輸出と同じボーダー規制が導入され、我が国から有形の該当技術の資料を持ち出したり、輸出する行為は、居住者であっても、非居住者であっても、特定記録媒体等輸出等許可が必要になり、税関長の確認を要することになった。したがって、非該当の技術資料を持ち出す場合は、非該当証明を出して許可不要なことを税関に説明する必要があり、企業の管理が煩雑になった。
- D 2004年4月に採択された国連安全保障理事会決議1540号を履行するため、仲介貿易取引が規制強化になり、従来、法第25条第1項第二号で規定されていたものが、法第25条第4項で単独で規定されることになった。外国相互間の移動を伴う貨物の売買のほかに貸借、贈与の取引も対象に加わったが、技術の仲介取引は本条項ではなく、別の条項で規制されている。
- E 法第25条の2第1項は第25条第1項規定違反の無許可の役務取引、第53条第1項は第48条第1項規定違反の無許可の貨物の輸出に対する行政制裁の規定であり、改正によって役務取引や貨物の輸出のほかに、特定記録媒体等の輸出や外国において受信されることを目的として行う電気通信による技術情報の送信も禁止されることになったが、その制裁期間が「3年以内」であることには変わりはない。

1. $A \cdot B$
2. $B \cdot C$
3. $C \cdot D$
4. $D \cdot E$
5. $E \cdot A$

<問題 26 >

平成21年4月30日に公布された外為法では、罰則が大幅に強化されたが、その内容で正しいものを一つ選びなさい。なお、以下の事案はすべて改正外為法が適用される事案とする。

1. 輸出令別表第1の4の項に該当する貨物の輸出許可取得には納期の関係で時間がなく、顧客も懸念要素がなく、民生用途であることが確認できたので、非該当と申告をして輸出をした。内部告発により輸出時から6年を経て発覚したが、従業員も法人も5年の公訴時効が成立しており罪を問われなかった。
2. 外為令別表の8の項に該当する暗号プログラムの共同開発をインドのソフトウェアメーカーと行うことになり、そのための関連資料の送付や開発を指導するための技術者を派遣した。当該プログラムは、市販を予定し、誰でもが簡単にパソコンにインストールすることができる等、貿易外省令の特例の要件を満たすようにするので、開発段階での技術提供も特例扱いにして許可は不要としてしまった。この違反をした従業員（自然人）に対する最も重い懲役刑は7年である。
3. 輸出令別表第1の3の項（1）、貨物等省令第2条第1項第一号（軍用の化学製剤の原料となる物質）ロに規定するフッ化カリウムの混合物30キログラムを輸出しようとして、その含有量を25%として申告し無許可で輸出した。輸出価格は140万円。2年後に違法輸出が発覚したが、法人、従業員（自然人）に対する罰金はともに目的物の価格の5倍が上限であるから、この場合、罰金刑の最高額が科せられたとしても700万円である。
4. 輸出令別表第1の2の項に該当の工作機械の許可申請において、用途は大量破壊兵器の開発であることが相手から連絡を受けていて明確であったが、民生用途と偽り、外為法第48条第1項に基づく輸出許可を取得して貨物を輸出した。1年後に偽りの許可申請であることは判明したが、無許可輸出ではないので、本件は刑事罰を問うことができない。
5. 刑事訴訟法第250条は公訴時効期間を定めており、その第六号は次のように規定されている。

「六 長期5年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪については3年」

輸出令別表第1の8の項に規定するAPP（加重最高性能）によって該当するデジタル電子計算機的设计・製造技術を一般包括役務取引許可が適用できることにしてロシアの企業に提供した。4年後に違法提供が

発覚したが、この場合法人は罰金刑しか科せられないので時効が成立しており、法人の刑事罰を問うことはできない。

<問題 27>

輸出令第4条第1項第二号ホ、へに基づき、いわゆる無償告示が定められているが、次の事例の中でこの告示を適用できるもの、又は解釈において正しいものの組み合わせを一つ選びなさい。なお、北朝鮮を仕向地とするものではないものとする。

- A 「本邦から輸出された貨物であって、本邦において修理された後再輸出されるもの」の解釈として修理代金が無償である場合のみならず、有償である場合であっても本告示が適用できる。
- B 「本邦から輸出された貨物であって、本邦において修理された後再輸出されるもの」は、修理が不能であったために交換をするが、同じ型番のものがないため仕様は若干異なる代替品を輸出する場合であっても適用できる。
- C 無償告示が規定する「一時的に出国する者」とは、外国における滞在期間が家族を伴っている場合は、1年未満、その他の場合は、2年未満の予定で出国する者（一時的に入国して出国する者及び船舶又は航空機の乗組員を除く。）をいう。
- D 一時的に出国する者が輸出令別表第1の8の項、貨物等省令第7条第一号ハに該当する電子計算機の商品サンプルを3台別送品として税関に申告し、本人が帰国時に本邦に輸入する場合、本告示は適用できる。
- E 貿易外省令第9条第2項第三号に該当する技術協力であって、国際協力機構が派遣する専門家が行うものの用に供するために輸出される貨物であって、当該技術協力の終了後本邦に輸入する場合は、本告示が適用できる。

- 1. A・B・C
- 2. B・C・D
- 3. A・C・E
- 4. B・D・E
- 5. C・D・E

<問題 28 >

次の米国 EAR に基づく輸出許可の要否に関する記述で、正しい答えがいくつあるか答えなさい。なお、当該取引は、当該貨物の日本からの輸出であり、各設問で記載されている以外の大量破壊兵器用途及び懸念顧客等の要件には該当していないものとする。

- A 規制品目番号 6A004. a. 4 に該当する品目をマレーシア (B 国群) に輸出する場合には、輸出許可申請は不要である。
- B 規制品目番号 6A004. a. 3 に該当する品目を英国 (A : 1 国群) に輸出する場合には、輸出許可申請は不要である。
- C 規制品目番号 6A004. a. 1 に該当する品目を中国 (D : 1 国群) の民生企業の民生用途向けに輸出する場合に、輸出許可申請は不要である。
- D 規制品目番号 6A993 のカメラ (Imaging Camera) を中国 (D : 1 国群) 向けに輸出する場合、当該カメラはテロ支援国向け輸出の場合にのみ輸出許可の必要な品目であるが、当該カメラが通常兵器に組み込まれる場合には、輸出許可申請が必要である。
- E 米国から許可例外 T S R を適用して輸出された技術に基づいて直接的に製造された貨物が 6A004. e に該当する場合において、当該貨物をキューバに輸出する場合には、輸出許可申請が必要である。

- 1. 1 個
- 2. 2 個
- 3. 3 個
- 4. 4 個
- 5. 5 個

<規制品目リスト (抜粋) >

6A004 Optics.

License Requirements

Reason for Control: NS, AT

Control(s)

NS applies to entire entry

AT applies to entire entry

Country Chart

NS Column 2

AT Column 1

License Requirement Notes: See § 743.1 of the EAR for reporting requirements for exports under License Exceptions.

License Exceptions

LVS: \$3000

GBS: Yes for 6A004. a. 1, a. 2, a. 4, b, d. 2, and d. 4

CIV: Yes for 6A004. a. 1, a. 2, a. 4, b, d. 2, and d. 4

<カントリーチャート(抜粋)>

Countries	CB			NP		NS		MT	RS		FC	CC			AT	
	C	C	C	N	N	N	N	M	R	R	F	C	C	C	A	A
	B	B	B	P	P	S	S	T	S	S	C	C	C	C	T	T
	1	2	3	1	2	1	2	1	1	2	1	1	2	3	1	2
China	×	×	×	×		×	×	×	×	×		×		×		
Malaysia	×	×		×		×	×	×	×	×		×		×		
United Kingdom	×					×		×	×							

<Supplement No. 2 to Part 744(抜粋)>

(6) Category 6 - Sensors and Lasers

(i) 6A995

(ii) 6C992

(iii) 6A993

<問題 29 >

米国から、輸出許可条件として確約書を提出して導入した技術に基づき作られた直接製品に関する次の記述で、正しい答えがいくつあるか答えなさい。

なお、本問において直接製品を構成する材料、部品はすべて非米国製品とする。

- A 直接製品である電子部品製造装置を使って、日本製材料で製造した電子部品をD：1国群である中国へ輸出するには、直接製品の輸出としてBISへの許可申請が必要である。
- B 直接製品である電子部品を価格比率で25%超組込んだ日本製品は、組込み製品としての見方でもEARの規制を受けるものである。
- C 直接製品である電子部品をCCL(Commerce Control List)に基づき該非判定するとEAR99となった。この電子部品をキューバへ輸出するには、BISへの許可申請が必要である。
- D 直接製品である電子部品のECCNをCCLで確認すると、NS規制理由とAT規制理由を持っているが、当該ECCNの許可例外欄には「CIV：Yes」と表示されていた。よって、この電子部品をD：1国群である中国で軍に関係のない民間企業で民生用途に使用し、一般禁止事項4～10(GP4～GP10)にも抵触しない場合は、許可例外CIVを適用して輸出可能である。
- E 直接製品である電子部品をCCLに基づき該非判定したところ規制理由NS1を持つことが確認できた。この電子部品をD：1国群ではないがB国群であるシンガポールへ輸出したいので、CCC(Commerce Country Chart)上で確認するとNS1、NS2列共に「x」印が付いていた。よって、CCCと規制理由の組合せから、BISへの許可申請が必要と判断した。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

<問題 30 >

EAR の禁輸・特別規制及びテロ支援国規制に関する次の記述で、正しい答えがいくつあるか答えなさい。

- A EAR の Supplement No. 1 to Part740 の国群表で現在テロ支援国群(E : 1 国群)とされているのは、キューバ、イラン、北朝鮮、スーダン、シリア、及びイラクである。
- B キューバには、米国としての包括的な禁輸規制が実施されており、一部の農産物など許可例外が適用できる場合を除き、EAR99 品目の輸出・再輸出の場合であっても、BIS への許可申請が必要である。
- C イランに関しては、米国としての包括的な禁輸規制の所管が OFAC とされている。しかし、省庁間取決めにより、EAR 対象品目の輸出・再輸出に限っては、事前に BIS から許可を得れば、OFAC から二重に許可を取得しなくともよいとされている。
- D シリアに関する禁輸規制は、General Order No.2 に基づき、わずかな例外品目はあるが EAR 規制対象のほぼ全品目の輸出・再輸出が規制されている。よって、EAR99 に分類される食料、医薬品であっても例外ではなく、事前に BIS への許可申請が必要である。
- E リビアは、現在、禁輸やテロ支援国規制から外れている。しかし、輸出・再輸出しようとしている EAR 対象品目が、米国の包括的禁輸規制時代に違法にリビアに移転された設置品目(“installed base” items)に関連する場合は、設置品目の内容に応じて BIS への報告や許可申請が現在でも必要である。

- 1. 1 個
- 2. 2 個
- 3. 3 個
- 4. 4 個
- 5. 5 個